

そういう話を聞いたことがあります。

私は、決して働きのいい選手が報奨をもらうというその仕組みはいいとは思いません。いいとは思いませんが、スポーツ選手にしても芸術家にしても、並大抵の努力ではないと思うのです。そういう努力を評価する、評価をきちっとすれば、次代を担う子供たちも、一生懸命努力すればあのよう評価されるんだということが励みになると思うのです。

そういうことは非常に大事なことだ、こう思いましたして、政治家も、悪名ばかりとどろく、そういうことではなくて、それぞれが、与党も野党も一生懸命努力しているということが評価されるような世の中にしていくことが大事じゃないか、こう思います。

閣僚懇談会あたりで発言するか、小泉総理に直接申し上げるかは別にいたしまして、川内先生の非常に貴重な御意見をきちつと伝えて、そういう方向づけができるよう私なりに努力したいと思っています。

○川内委員 ゼひよろしくお願ひしたいと思います。それでは、質問に入らせていただきますが、まず、ちょっとこの四法案とは離れるのですけれども、□蹄疫のことについて若干お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

レクチャーで、しっかりと農水省としてこの□蹄疫対策については対策を講じているということをレクチャーをしていただき、また、一つ一つの方策についてはなるほど頑張っていただいているんだなということで理解をしておりますけれども、もともとこの□蹄疫の原因というのは、輸入された稻わらであろうという可能性が否定をできないわけであります。

私は、実はこの□蹄疫が我が国で発生するより以前に、現場の生産者の方から、稻わらが不足をしていて輸入稻わらに今頼っている状況だ。しかし、輸入稻わら等は畜産業には非常にリスクがある。それは、すなわちいろいろな家畜伝

染病の発生の原因となると考えられるので、ぜひ稻わらの自給体制というもののについて抜本的な対策を講じていただきたいという御要望をこの□蹄疫発生の随分前から聞かされていましたわけあります。

実は、減反調整で米を生産調整してわざわざ外國からウイルスに汚染されているかもしれない稻わらを輸入するよりは、減反するよりは稻わら用の稻をつくらせる、そしてまた自給体制をしっかりと整えるということが、これは抜本的な対策としてより安全かつ重要な対策ではないかというふうに思うわけであります。農水省としてはいかがなお考えであるかということをまずお尋ねさせていただきたいと思います。

○須賀田政府参考人 先生おっしゃるとおり、飼料用の稻わらでございます。中国から、十三年度でございますと二十六万トンが輸入されていたわけでございます。そして、中国に□蹄疫の関係で消毒の基準を要求していたわけでございますけれども、ことしの三月末から四月の初めに、二化メイガ、これが稻わらの中から見つかりまして、どうも消毒の基準というものを守っていない可能性が強いということで、四月五日から中国産の稻わらというものの輸入をストップしたわけでございます。

中国からは、先ほど申し上げましたように、約二十六万トン、国産の飼料用稻わらが約百十万吨でございます。約一割ぐらいが中国からの稻わらに頼っていたわけでございます。一方で、飼料用以外を含めました国産の稻わらがどのくらい生産されているかと申しますと、十二年で九百四十万トン生産をされておりまして、飼料用利用はその約一割でございますので、約七割がすき込まれたり焼却処理の対象になつているわけでございます。

先生おっしゃられるような稻わらの国産というのは、量的には十分確保できる体制にあるわけでございまして、私ども今、安全・安心な畜産物の生産という観点からの国産粗飼料の利用という観

点から、国産稻わら利用へ転換しようということを進めております。

十二年度から、関係団体を含めます供給体制、あるいは稻わらの収集・調製を行います當農集団に対する助成等々を行つております。また、稻

わら専用の種類のテップとかモレットとかいうふうに思うわけですが、農水省としては本邦からウイルスに汚染されているかも知れない稻わらを輸入するよりも、減反するよりは稻わら用の稻をつくらせる、そしてまた自給体制をしっかりと整えるということが、これは抜本的な対策としてより安全かつ重要な対策ではないかというふうに思うわけであります。農水省としてはいかがなお考えであるかということをまずお尋ねさせていただきたいと思います。

○木下政府参考人 我が国の周辺水域の水産資源の状況でございますけれども、本年度の水産白書でも明らかにしているとおり、総じて低位または減少傾向にあるというふうに認識をいたしております。

○川内委員 ゼひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、今回審議されております四法案のうちの案というこの法律でありますけれども、この法律案を強化することでの改正案の趣旨の一つが、我が国の一帯海里水域内において資源の悪化が進んでいる現状を踏まえ、水産資源回復のための取り組みに対する支援策を強化することであるということが、この法律案の趣旨の一つとして書いてあるわけであります。

では、その資源回復のためにどのような措置をとることが対策になるのかということについて

このようないかん傾向にあるのは、一つは、資源の回復力を超えた漁獲が行われているという理由が一つあるかと思います。もう一つは、いろいろな要因によりまして水域の環境が悪化をしていると

いうことも大きく影響しているというふうに考えています。

したがいまして、私どもが提案をいたしております資源回復計画では、まず、減船なり休漁等、

現在の漁獲努力量を削減していくというのが一つの柱になつてございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、漁獲努力量が多い、あるいは水域環境が悪化をしているというのが現在の資源状況の大きな要因でございますから、もう一つの柱といたしまして、種苗放流あるいは藻場造成等、環境に配慮しながら水産生物を積極的にふやしていく、このような努力もやはり必要だというふうに思つております。これは両々相まって資源の回復を図つていただきたいというふうに考えております。

○川内委員 今、水産庁の長官から、積極的に魚がふえるような対策もとつていただきたいというお話をあつたわけですから、私が存じ上げてい

いうか相矛盾したことをおっしゃつていらっしゃるような気がして、もつと抜本的な対策というものを講じるべきではないだろうか。海の中にいるお魚が自然にふえるような、もつと抜本的な対策をとる必要があるのではないかというふうに思うんです。

船を減らすことによって水産資源の回復を図るというその方法について、水産庁さんとしては本当に胸を張つてそれを、これが資源回復の方法です、任せてくださいというふうに思つていらっしゃるのかということをまずお尋ねさせていただきたく、このように思つてお尋ねさせていただきます。

○木下政府参考人 我が国の周辺水域の水産資源の状況でございますけれども、本年度の水産白書でも明らかにしているとおり、総じて低位または減少傾向にあるというふうに認識をいたしております。

○川内委員 ゼひよろしくお願ひしたいといふうに思つてお尋ねさせていただきます。

る境一郎先生という水産学博士が提案をし、実際に北海道や私の地元の鹿児島あるいは沖縄などでも成果を上げているというふうに聞いておりますけれども、資源回復について昆布海中林計画といふのがあります。

海の中に昆布の森をずっとつづけていく、そういうことによつて水産資源の目覚ましい回復を見ることができるというふうに境一郎先生はおつしゃつていらっしゃるわけでありまして、別にこの境先生と私は何の利害関係もないからこそうして申し上げるわけですけれども。

これまでの水産資源のふやし方といえば、コンクリートブロックを投げ込むというような、環境改善方式といつたものがとられていたそうですが、それとも、このやり方では環境にも悪影響を及ぼすしこストもかかるということでありまして、昆布の海中林の養殖方式ですと、コンクリー

トブロックを投げ込むよりずっと安上がりだと
うふうに、境一郎先生の書かれたものを拝見する
と書いてあるわけでございます。
まずお伺いしたいのは、こういう環境改善方式
と呼ばれる、コンクリートブロックを海中に配置
することによる水産資源の回復を図るための措置
については、毎年どのくらいの予算を使ってい
らっしゃるのかということについて、お尋ねをさ
せていただきたいと思います。

○木下政府参考人 私ども、十三年度から、従来
の漁港事業それから沿整事業を統合いたしまし
て、まさに地域の実態に即した事業実施をしてい
るということでござりますけれども、全体といた
しまして一千億を上回るような予算で対応してい
るところでございます。

○川内委員 細かい内訳はちょっととすぐには出せないということをきのうもお聞きしましたので、藻場あるいは干潟をつくっていく予算、それぞれ地域の実態に即した予算措置を実施しているところでございます。

大体二千億という毎年の予算の中で、漁港の整備やら魚礁やら藻場の造成というものをされていらっしゃるということがあります。

でいくという御
います。

藻場は、水産生物の産卵であり決意を聞かせていただきたいと思

り研究して対応していくことが非常に大事じゃないのかな、私はこう思いまして、そういう努力をしてまいりたい、このように思います。

ますとか、幼稚魚の生育等の資源生産の場としてのみならず、海水中の窒素、燐等の栄養塩の取り込みによる水質浄化機能というものを有するわけでありまして、良好な沿岸域の環境を維持する上で極めて重要な役割を有している、このように承

○内川内委員 今、大臣がおつしやったように、昆
布の海中林というのは、地球の温暖化対策にも非
常に効果があるという研究もされているようであ
りまして、私、大臣が前半、水産庁が書かれたも
のをお読みになりましたけれども、前半よりも後

現在、水産基盤整備事業におきましては、漁場環境の保全、創造と基礎生産力の向上を目的としたしまして、水産動植物をはぐくむ昆布海中林などの藻場の造成等による豊かな海の森づくりとい

半の、大臣が御自分の御地元のことを語られた部分に、前半は全然共感できませんでしたけれども、後半は共感をいたしました。

ぜひ水産庁も、長官、私が素人なりに、昆布海中林に、もつと積極的に研究すべきぢやないです

うことを推進しているところでござります。本年三月に策定しました漁港漁場整備法に基づきます新たな漁港漁場整備長期計画におきましては、平成十四年度を初年度といたします五年間で、おむね五千ヘクタールの藻場、干潟に相当

かということを、せっかくこの委員会で提案をさせていただいているわけですから、何か大臣にあんなつまらない答弁を書いて読ませるんじゃなくて、もうちょっととしつかり頑張りますみたいなことを言わないと、言わなハとどうかやらない

する水産動植物の育成環境を新たに保全、創造することにして、いるわけでございまして、今後とも、水産資源の増殖、豊かな沿岸域の環境の創造の観点から、藻場の造成を積極的に進めてまいりたい、このように思います。

と、それは皆さんに専門家だしプロだから、そんなことは素人に言われたくないよ、何言つていいんだという気持ちもわかるけれども、しかし、素人だからこそ言えるということもあるわけじゃないですか。

私は、海は、この海中林の問題や、もつと思いつくり耕すと相当資源は変わってくる、ふえてくる、こう思つております。

なぜオホーツク海でいい昆布がとれるかといふのは、流氷によつて全部いその稚草を駆除していく。

それをやはりぜひ御理解いただいて、昆布の養殖計画、海中林計画については前向きに対応方をしていただきたい。そして、その研究成果をまた教えていただきたいというふうにお願いをしておきたいたいと思います。

れるんですね。それが昆布の生息に大きくプラスする。だから、温暖化によって流水が接岸しなくなつてくるということから、雑草がふえて大変だということで、八尺を回したり、あるいはダイナマイドをかけたりして、そして岩礁を削つたり／＼

時間もなくなりますので次に参りますが、あと漁業の経営の効率化、合理化という観点からは、漁業組合、漁業協同組合の再編統合が現状でなかなか進んでいない状況にあるというふうに私は忍耐しておられますけれども、これにつきましては

したがいまして、今委員御指摘のとおり、もう

○木下政府参考人　漁協の合併でござりますけれども、これについて水産庁の見解をお聞かせいただきたいと思います。

ども、まさに委員が御指摘のとおり、同じような認識を私どもいたしております。私ども、こういうことから、今回、これまでその障害となつて

おります漁業権制度のあり方とか、あるいは認定漁協制度ということで、今後できるだけ早く日本漁業者の期待にこたえられるような漁業協同組合になるように努力をしていきたいというふう

○川内委員 まだなかなかこの再編統合、合併が進んでいないという認識は水産庁さんもお持ちでいらっしゃるということになりますし、また、そに考えております。

漁業協同組合の合併促進特別措置法が来年三月
に對していろいろな方策を講じているところだ
という御答弁があつたわけです。

末で期限を迎えるわけであります。が、もう今六月ですから、あと九ヶ月しかないわけでありまして、漁協の合併の支援策を継続するという意味でも、この合併促進法の延長について現場からも強く

い御要望があるわけであります、合併促進法の期限の延長というものについて、どうするのかと
いうことについて御見解をお聞かせいただきたい

○木下政府参考人 合併促進法の延長の問題でございますけれども、委員御指摘のとおり、本年度

末に期限を迎えるわけでございます。現在の基本計画の達成状況でござりますけれども、五月末現在で一八%というふうに低水準にとどまっている

合併促進法を延長するかどうかという点につきましては、合併の進捗状況など、現在の合併促進

法がどの程度効果があるのかということについても検証を進めているところでございまして、また、類似の、例えば農協合併助成法だとか、あるまほ森林組合半力改定につきましては、既に提出用

いは森本総合保険会社についても、民に提出其限を終了しているというような問題もござりますが、それらの問題を総合勘査して、どうするかについて検討を進めていただきたいというふうに考えて

○川内委員 どうするかについて検討を進めてい
ります。

きたいということですけれども、さまざまな支援策を漁協合併を促進するために講じているけれども、今この六月の時点でなかなかその合併が進んでいないという認識を水産庁さんはお持ちでいらっしゃるわけですから、漁業協同組合のこの合併促進法について、もう来年三月で切れるということでありますから、当然延長して対応しなければならぬというふうに私は思うのですけれども、延長する方向で検討するのか、どうなんでしょう。

○木下政府参考人 先ほど来申し上げておりますけれども、合併促進法について、現在の合併促進法の効果をもう少し見ないと、単に延長しても、本当に効果があるのかということについても、私ども、いろいろ検討すべき課題があろうかと思いますし、もう一つは、類似制度のバランスということについても考慮していくかというふうに考えております。今しばらく、これらの点について、私ども、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○川内委員 現場の漁協の皆さんや、あるいは漁業に携わっている皆さんは、延長してほしいという御要望を持つていらっしゃる。それは、何とか自分たちも経営を効率化し、合理化したいという思いがあって、そういうふうな御要望になつているわけでありまして、現時点では法律の効果がないから合併が進んでいないわけです。

どうも今の水産庁長官の御答弁、私はちょっと訝然としないんですけれども、あともう九ヶ月しかないわけでありますし、なぜ延長するとつきりあるいは中身を検討して前向きに対応するとか、こんなことで隠し立てする必要なんかないだろうにと思うんです。

まだ来年の三月まで九ヶ月もあるということとで、そんなことはまだまだおまえなんかには言えないよということなのかもしないですけれども、ぜひ現場の御要望として、現場の声として、この合併促進法を延長していただければ、現場としても経営の効率化、合理化のために合併を進め

ていきたいという声があるということをきょうはお伝えしておきたいと思います。
最後に、ちょっと時間がなくなりましたけれど

も、私は農林水産業から収穫をされた作物なり食料について、農林水産行政あるいは水産行政が消費者重視だというのも、それはわかります。消費者も大事です。

しかし、何回も、この前も言いましたけれども、日本は半農半漁で、農業をやり、魚をとることによつて食べてきただけで、民族の歴史といふものを培ってきたわけで、そういう意味では生産

者が大事なんです。生産者を大事にしなければこの国は滅びるというのが私の基本的な考え方であります。私は武部大臣に、大臣はもうどうなつ

てもいいわけですから、今のマスコミの何かふわふわとした論調に流されずに、生産こそが大事なんだということを自信を持って言うべきなんですよ。

それで、この前ニュースを見ていましたら、農林水産省の課長さんがファミリーレストランで、いらっしゃいませ、ありがとうございますと、一

生懸命研修をしているわけですよ。私は、何の意味もないと思いましたね。それをテレビのニュースで流させることによって、農林水産省がいかに

消費者の立場に立つて行政を進めようとしているかということをアピールされたいのかもしれないですねけれども、私はそれは違うと思うんですよ。

日本という国の成り立ちを考えれば、やはり、きょうは水産関係の審議ですから、カツオ・マグロ船に二年間乗せてみるとか、あるいは、実際に

がそれいじることかこの国を立て直すこととい
つながつていくわけです。

消費者も大事ですけれども、しかし、食料を、
私たちが日々口にする作物なり、お魚をとつていて

ただいている、収穫していただいている生産者の皆さんの日々の苦労とか思い、あるいは、実際に

どうい生活ができるのかということを体験することこそが農林水産行政のスタートだということを、再度大臣に、おれもそう思う。本当はそう思っていたんだということを言つていただきたいというふうに思います、いかがでございましょうか。

○武部国務大臣 生産者と消費者との区別なんですか。それとも、生産者といいますか、これは農業を営んでいる人、漁業を営んでいる人、山で働いている人、これは別の言い方をすれば自然の守り手だ、私はこのように思つております。そのことが非常に大事だと思つておりますし、また、消費者でもあるし、生活者というような、そういう方ができるんだろうと思うのです。

ただ、食の安全、安心、食の問題について物すごい大きな関心があるわけあります。そういうことを考へると、食する人々が何を求めているかということについて真剣に考えて生産にいそしまなきやならないという意味で、消費者に軸足を置いて農林水産政策を見直す、こう申し上げているわけでありまして、農林水産省の職員も、浜で働きたり、畑で働いたり、山で働きたりということは、従来からずっとやつてきてるわけです。何ヵ月も研修しています。

しかし、消費者マインドでありますとか、そういったことを勉強しなきやならない。あるいは役人、これは単なる、農林水産省だから消費者マインドじゃないんです。やはり役人の意識改革ということは、国民の中に飛び込んでいく、そういう意味もあるわけでありまして、現に、農林水産省として消費者との会合というものは全然なかつたんですから、それで今度定例懇談会をやるようになつたわけでありますて、今までが生産者にべつたりであつたということです。それではいけないということで意識改革を進めるためにそういう軸を打ち立ててやっていくわけでございます。

私の体の中に流れている血のDNAはまさにオホーツクでありますので、その反省からきてるということを御理解いただきたいと思います。

○川内委員 終わります。

いたしました。

○山内(功)委員 民

○山内(功)委員 民主党的山内功でございます。水産基本法は、水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保すること、このことを基本的な理念

としていると思うのですが、外交交渉の問題も絡むそういう問題も抱えておりますので、大変不思議なことですが、坂の話といふことで逃げないでいただきたいと思うんですが、暫定水域が廢止されしまして、港内水域が一つです。

安定な要素もあると思ふのです

交渉で発生する問題についてきつちりと解決をする努力が求められているのにもかかわらず、それ

が現在は民間の団体の交渉に任せられている現状がござります。この点について、その理由をまず

○木下政府参考人 日韓暫定水域の点でございま
伺いたいと思います。

すけれども、日韓漁業協定上、資源管理措置を日韓で協議し、双方で実施するとともに、違反の取

り継まりは双方で自國の漁船に対して実施することとなつております。政府といたしましては、暫定水域の資源管理問題は日韓河口攻守問題(第幾一)

定水境の資源管理問題は日韓両国政府間で協議するよう、韓国政府に対しまして、これまで累次にわたり強く申し入れをしてきてはいるところでござ

しかししながら、同水域には御案内のとおり竹島
います。

が含まれていることから、特に韓国政府側におきまして、政府間の協議の実施について多大な問題

を抱えているというようなことを承知しているところです。

○山内(功)委員 領土問題が絡んでいようとされば、余計に民間協議では暗礁に乗り上げると思う。

民の声も多いんですが、政府の考えはどこら辺にあるのでしょうか。

○武部國務大臣　暫定水域の資源管理問題を日韓両国政府間で協議するよう、これまでも累次にわたりまして韓国政府に申し入れてきているわけ

第一類第八号 農林水產委員會議錄第十五号

平成十四年六月六日

画定がなされない水域が現実にあるわけでござりますが、双方の主張する排他的経済水域に食い違ひが生じまして、双方の漁船の拿捕が頻発するおそれがある、このようなデメリットもあるというふうに想定をいたしております。

○山内(功)委員 暫定水域の問題はこの程度にしますけれども、また折に触れて質問させていただこうと思つています。

さて、改正案についてですが、水産資源の管理及び水産動植物の増養殖を漁協や漁連の行うことのできる第一号事業とする、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導を第二号事業とするとしておりますけれども、このことの趣旨や意義を問いたいと思います。

○武部国務大臣 水産基本法の基本理念の実現には、資源管理の積極的な推進と効率的かつ安定的な漁業経営の育成が最も重要であります。

こうした課題に対しても、漁業や漁村における中核的組織である漁協としてもこれに対応して積極的に取り組むべきだ、こう考えておりまして、従来、漁協の資源管理事業は水協法上の六番目の事業中に規定されているところでございますが、今般、その重要性にかんがみまして、これを独立させた上で、漁協が行う事業の第一番目に明確に位置づけるということにしたのでございます。

同時に、漁協の営漁指導事業についても、その重要性にかんがみ、漁協が行う事業の第二番目に明確に位置づけることとしたのでござります。

○山内(功)委員 今、最後に言われた漁協の指導事業についてですけれども、指導担当職員は極めて少ない状況にあると聞いています。このような状況からどのようにして指導機能の強化といふことを図ろうとしておられるのか、その点はどうですか。

○木下政府参考人 今回の水協法の改正で、先ほど申し上げたように、指導事業を漁協の基本的な事業として位置づけることとしているところでござりますけれども、現在の一漁協あたりの指導事務担当職員は平均で見ましても〇・六人というほど申し上げたように、指導事業を漁協の基本的な事業として位置づけることとしているところでござりますが、組合員に対しても適切な指導事業を実施するためには、一定規模以上の事業基盤を持ち安定的な収益を上げていくことが不可欠というふうに考えております。

そういう意味で、十三年度から、資源管理なり手育成などの課題に対応して指導事業を行って組合員に対する認定農業者と同様なことを考えておられますけれども、平成十七年度までには百二十にふやしていくよう、系統とともに努力をしていきたいというふうに考えております。

○山内(功)委員 今、認定漁業というのは、農業で言う認定農業者と同じようなことを考えておられるのでしょうか。

○木下政府参考人 認定漁協制度でございますから、現在の漁協が全体として千七百ほどあるわけでもござりますけれども、この中で、御案内のとおり、押しなべて職員の数が十名程度ということではござりますから、認定漁協の制度では、一つは、資源管理なり手育成の水産業の新たな課題を担うに足りるような組織なり事業基盤を備えたよな漁協を私ども認定漁協というふうにいたしまして、そのような認定漁協に対しましていろいろな支援をしていきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、現在、全国で三十四の認定漁協が既にできているわけでございまして、今後二年間程度でさらに百二十までこの漁協をふやしていくふうに考えております。

とで、委員御指摘のとおりの状況になつておると
ころでございます。

私ども、こういうような状況を考慮いたしまし
て、組合員に対しても適切な指導事業を行ひ
めには、一定規模以上の事業基盤を持ち安定的な
収益を上げていくことが不可欠というふうに考え
ております。

そういう意味で、十三年度から、資源管理なり
担い手育成などの課題に対応して指導事業を行ひ
得るような事業、組織基盤を備えた漁協を認定漁
協というふうに明確化いたしまして、これに向か
た合併の支援等必要な措置を講じているところで
ございます。

現在、認定漁協は全国で三十四漁協ということ
でございますけれども、平成十七年度までには百
二十にあやしていくよう、系統とともに努力を
していきたいというふうに考えております。

○山内 功(委員) 今のお認定漁業というのは、農業
で言う認定農業者と同じようなことを考えておら
れるのでしょうか。

○木下政府参考人 認定漁協制度でございますか
ら、現在の漁協が全体として千七百ほどあるわけ
でございますけれども、この中で、御案内のとおり
、押しなべて職員の数が十名程度ということです
ござりますから、認定漁協の制度では、一つは、
資源管理なり担い手育成の水産業の新たな課題を
担うに足りるような組織なり事業基盤を備えたよ
うな漁協を私ども認定漁協といふうにいたしま
して、そのような認定漁協に対しましていろいろ
な支援をしていきたいというふうに考えておりま
す。

先ほど申し上げましたように、現在、全国で三
十四の認定漁協が既にできているわけでございま
して、今後二年間程度でさらに百二十までこの漁
協をふやしていきたいというふうに考えておりま
す。

○山内(功)委員 しかし、資源管理規程について
も設定されている事例はごくわずかですね。だ
から、そういう制度をいろいろとつくろうとされ
ます。

第一類第八号 農林水產委員會議錄第十五号

るんですけども、例えば、この管理規程にしても、持つ意味はどうなのかとか、利用が少ないその原因は何なのか、あるいは方向性についてはどう考えているのか、一つ一つ整理をしないまま新しい仕組みをつくっていくということが、果たして漁業が再建できる道筋なのでしょうか。

○木下政府参考人 委員御指摘になりました資源管理規程でございますけれども、平成五年度の水協法改正で、これまで組合内の自主的な申し合わせを法律上に位置づけたということで、これらに違反した組合員に対しまして過怠金を課すというような仕組みを設けたところでございます。

これまで、資源管理の重要性について必ずしも組合員に十分浸透していないこともございまして、締結例はまだ十六件というふうに少ないわけですがございますけれども、昨年の水産基本法の制定を受けまして、水産基本法の理念を実現するためには、やはり漁業者団体の責務といたしましても水産資源の管理が重要であるというふうに明確化したわけでございます。漁協系統におきましては、やはり漁業者団体の責務といたしましておられます。

私どもも、今回の水協法の改正と相ましまして、水産資源の管理を末端の漁業者まで十分に浸透し、本当に地についたものになるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

○山内(功)委員 改正案では、細かいことでは、例えば信用事業を行う漁協や漁連については、国債や投資信託を窓口で販売する事業を追加するという法案になつていてるんですけども、この趣旨に限つてちょっと説明をしてください。

○宮腰大臣政務官 お答えいたします。

国債あるいは投資信託の窓口業務につきましては、平成四年の金融制度改革法によりまして農協を中心とする金融機関に追加されたものでござりますけれども、漁協等につきましては、業務実施体制の整備状況等にかんがみまして、その導入が見送られてきたものでございます。

漁協系統におきましては、見送りの後、信用事務

業の実施基盤の強化を図るために合併や信用事業譲渡等を進めておりまして、また、漁協等に対しましては、監査機能の充実、早期は正措置あるいは最低出資金制度の導入、役員の兼任、兼業の制限等、他の金融機関と同様の法整備が行われております。

こうした中、本年四月のペイオフ解禁等を迎えて、漁協等の組合員の中には一千万を超える貯金を有する者も多数存在いたしております。また、漁村地域におきましては、漁協等以外に金融機関や証券会社が少ないとことながら、資産運用の多様化を図るため、漁協等における国債窓販や投信窓販等のニーズが高まってきたところであります。

こうした状況を踏まえまして、今般の水協法改正において、漁協系統信用事業の実施基盤のさらなる強化を図ることとしたことを機に、国債窓販、投信窓販等の証券業務を漁協等の業務として追加することとしたものでございます。

○山内(功)委員 しかし、例えば国債は、随分格下げという問題もござりますよね。それから投資信託も、三万一千円の一番の株高のときで買ったのが今一万一千円ですから、三分の一で、投資信託で大損している国民もたくさんいますよね。

だから、漁協や漁連でこれらの適切な販売とか管理とか、そういうことができるのかなという心配が一つと、それから、先ほどニーズがあると言われましたけれども、それはどの層の人にとってのニーズなんでしょうか。

○木下政府参考人 今回の法律改正の中で、先ほど御質問のとおり、漁協や信漁連に国債なり投信の窓口を認めるわけでございますけれども、個別の実施に当たりましては、それぞれの個別の漁協ごとに事業実施能力を審査いたしまして、その上で認可をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、ニーズはあるのかというお尋ねでござりますけれども、漁協におきます一千万円を超える

す貯金を有するいわゆる大口貯金者の割合でござりますけれども、系統貯金の残高に占める割合が大体四〇%を超えているというような状況でござります。

○山内(功)委員 そういふ意味で、国債なり投資信託の窓販業務に対する二ニーズはあるというふうに承知をいたしております。

○木下政府参考人 様々な意味で、国債なり投資信託の窓販業務のこととか漁業が不振だということが理由だといいます。

○山内(功)委員 漁協における貸出金のリスク債権のことについてお聞きします。

この不良債権の占める割合も、例えば農協や農協系の信連に比べると四倍ぐらいの高い率を示しておりますけれども、まず、この原因についてはどうとらえたらいんでしょうか。

○木下政府参考人 委員御指摘のとおり、漁協の貸出金に占めますリスク管理債権の割合は一八・七%ということで、全国銀行の割合の六・二%と比べると非常に高いということになつております。

このように高い要因でござりますけれども、漁業協同組合の融資は、漁船資金それから漁業運転資金など、組合員の漁業生産なり漁業経営向けの融資が約八割を占めているというところでございまして、漁協の信用事業は、漁業の好不況に大きく左右されているところでございます。

一方で、漁業でござりますけれども、昭和五十年代まではその生産が拡大基調でございましたけれども、その後、国際化の進展なり国内の全体としての資源状況等でございまして、押しなべて漁業経営が悪化をしてきてるという状況でござります。したがいまして、このような漁業の不振を反映した形で金融機関が不良債権を抱えるに至つたというのが一つでございます。

もう一点といたしましては、漁協系統信用事業でござりますけれども、リスクが高く、一方で担保物件が非常に乏しいということで市中金融機関がなかなか融資を受けがたいという状況の中、組合員のための協同組織金融機関として対応してきたというような結果によりまして、先ほど御説明しましたようにリスク債権の割合が高いと

○木下政府参考人 貸付債権のリスクとの問題でいきますと、信用事業専任の理事を置きまして、そのもとで、貸し出しに当たりましての審査をより厳格に、的確に行えるよう期待をしているところでございます。

また、もう一点の三年間で常勤理事一名を置けるのかという問い合わせますけれども、信用事業への的確な対応あるいは相互牽制機能を含めま

行う漁協というのは、一漁協当たりの平均貯金残高が約十七億円でございまして、従業員数も約一人にすぎない、このように他の業態の金融機関に比べまして極めて脆弱な事業、組織体制にとどまっているわけでございます。一般的に、漁協が単独で信用事業を行うことには限界がある、このように考へておるわけでございます。

このために、漁協系統におきましては、平成四年度から、合併、信用事業の譲渡等を通じまして、都道府県単位で一つの信用事業体として機能する一県一信用事業系統合体を構築すべく、体制整備を図つておるところでございます。

農林水産省としても、このような体制が望ましいと考えております。漁協から信漁連への信用事業譲渡を支援する等によりまして、漁協系統信用事業の再編、健全な運営の確保に努めているところでございます。

なお、単協の信用事業の実施体制の強化は、貯金者保護等の観点から、一県一信用事業系統合体に至るまでの漁協や一県複数自立漁協を目指す広域漁協にとって不可欠でございます。また、農林中金との合併等は一県一信用事業系統合体が破綻したときのセーフティーネットとして必要であるということから措置しようとするものでございます。

○山内(功)委員 大胆な合併に向かつてのいろいろな規定が設けられることになった。あるいは、漁協とか漁連がいわば最も関心のあると言うと失礼かもしれません、信用事業についていろいろ手当をすること、大臣、今回の水産四法を制定すれば確実に日本の水産業、そして地方の漁村の活性化に絶対に役立ちますか。

○武部国務大臣 今日の漁協の実態、浜の実態を見ますと、大きいところもあれば小さいところもあります。また、資源的に恵まれているところもあればそうでないところもございます。ですから、すべて一様とは言えないと私は思いますが、今般の水産四法の制定によりまして、私は、今絶対という、委員はそういう表現をされましたけれども、絶対そういう方向づけをしていかなければならぬ、そういう決意で臨んでまいりたい、こう思っています。

それにはかなりの痛みも伴うことであろうと思われます。それぞれ利害関係がありますし、また、私も浜の実態を見まして、漁民同士の感情の問題もございますし、これを乗り越えていくということとは、さまざま容易でない問題があろうかと思われます。

この水産四法の制定を契機に、それぞれが一つの方向に向かって邁進していく、そのための明確な方向づけは、今度の水産四法によつて示すことができる、私はこのように思つております。世の中に絶対ということはありませんが、気持ちの上では、そういう決意で臨むというのが農林水産大臣のあるべき姿勢だ、こう思つております。

○山内(功)委員 構造改革という問題は、時として、弱小の条件不利な地域の漁協とか漁民にとって非常に高いハードルとなると思うんです。私は、組合が健全に発展することと、本当に地域の漁村が崩壊していくないように、活性化とか自立ということをぜひ尊重していただきながら、そういうことをぜひ尊重していただきながら、そういった改革となるように省の十分な指導を期待して、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○鉢呂委員長 これにて山内功君の質疑は終了いたしました。

○江田委員 次に、江田康幸君。

本日審議されておりますこの水産四法は、今後の日本水産業の発展のために非常に重要な政策を含む法案であると思いますので、四法それぞれについて、真正面から議論させていただきたいと思っております。

まず、漁業再建整備特別措置法等の改正案についてお聞きさせていただきます。

改正案では、これまで中小漁業の振興に特化して、団体主導により構造改革を進めてまいりました

けれども、絶対そういう方向づけをしていかなければならぬ、そういう決意で臨んでまいりたい、こう思っています。

それにはかなりの痛みも伴うことであろうと思われます。それぞれ利害関係がありますし、また、私も浜の実態を見まして、漁民同士の感情の問題もございますし、これを乗り越えていくということとは、さまざま容易でない問題があろうかと思われます。

この水産四法の制定を契機に、それぞれが一つの方向に向かって邁進していく、そのための明確な方向づけは、今度の水産四法によつて示すことができる、私はこのように思つております。世の中に絶対ということはありませんが、気持ちの上では、そういう決意で臨むのが農林水産大臣のあるべき姿勢だ、こう思つております。

○山内(功)委員 構造改革という問題は、時として、弱小の条件不利な地域の漁協とか漁民にとって非常に高いハードルとなると思うんです。私は、組合が健全に発展することと、本当に地域の漁村が崩壊していくないように、活性化とか自立ということをぜひ尊重していただきながら、そういうことをぜひ尊重していただきながら、そういった改革となるように省の十分な指導を期待して、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○鉢呂委員長 これにて山内功君の質疑は終了いたしました。

○江田委員 次に、江田康幸君。

本日審議されておりますこの水産四法は、今後の日本水産業の発展のために非常に重要な政策を含む法案であると思いますので、四法それぞれについて、真正面から議論させていただきたいと思っております。

まず、漁業再建整備特別措置法等の改正案についてお聞きさせていただきます。

改正案では、これまで中小漁業の振興に特化して、団体主導により構造改革を進めてまいりました

た中小漁業構造改善計画制度を見直して、沿岸を含む全漁業種類を対象に、意欲ある漁業者が創意工夫を生かして行う経営改善の取り組みを支援する漁業経営改善計画制度を創設することとされます。

これまで特定業種ごとに中小漁業構造改善計画を作成して、経営規模の拡大、省力化への取り組みなど、さまざまな経営対策に取り組んできたのは多額の負債を有して、その財務状況も厳しいという状況かと思われます。

そこで、この中小漁業構造改善計画制度のもとで、中小漁業の経営が今まで改善しなかつた理由、要因はどこにあるのか、また、その問題点を踏まえて、今回の改正案ではどのような仕組みをつくつていこうとされているのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○木下政府参考人 現在の中小漁業構造改善制度でござりますけれども、昭和五十一年の創設以来、二十六年が過ぎたわけでございますけれども、水産資源の悪化が進む中で、業界一丸となつた経営規模の拡大を進める制度が、現在のそのようない状況の中で実情にそぐわなくなってきたというのが一つでございます。

また一方で、個々の漁業者が、その経営を見直しまして、コスト削減を図るという視点が必ずしも十分でなかつたという点でございまして、しばしば、結果として過剰投資につながつてはいたといふ面があろうかというふうに思つておるところでございます。

そのような本制度への評価を踏まえて、今回の制度改正では、経営改善の意欲のある個別の経営主体に着目をした制度へ転換をしたいという方がござります。

一方で、近年の漁業生産の低下なり金融情勢の変化の中で、新規貸し付けが減少しているわけでございますけれども、漁業関係の融資残高、現在二兆二千億に上るということで、漁業における金融の重要性は変わらないというふうに考えております。

今回の水産四法でござりますけれども、漁業経営の安定のための取り組みといたしまして、先ほど御説明しましたような漁業再建整備特別措置法の改正によります各種の金融制度の支援のほかに、一方で、漁業災害補償制度の改正等々も行いまして、相まって、漁業経営の改善に努めています。

そのような本制度への評価を踏まえて、今回の制度改正では、経営改善の意欲のある個別の経営主体に着目をした制度へ転換をしたいという方がござります。

もう一つは、その際に、個々の漁業者の創意工夫を生かした経営改善を促進するため、まずは、それぞの経営実態に即した経営改善計画を作成していただき、その計画の内容につきまして、具体的な経営向上の目標を明らかにしていただく

○江田委員 ではさらに、現在、漁業を取り巻く厳しいこの状況のもとで、漁業者の信用力を補完して、その経営に必要な資金の融通の円滑化を図る中小漁業融資保証保険制度の役割というのが、さらにまた重要なになってると思います。

ていただきて、漁民の皆さんのが安心して貸し付けいただけるようによろしくお願ひしたいと思うわけでございます。

ざいます。
もう一つは、私どもが十分反省する必要がある
わけでございますけれども、補償内容が漁業者にて
きりとてございませんので、年明ころ

なことがあつたと思います。それに対して、今回の改正では、加入要件の緩和等で、これまで四〇%台だったのが五〇%以上に加入率が上がっています。

る中小漁業融資保証保険制度の役割というのか、さらにまた重要な役割になつてゐると思います。しかししながら、この基金協会においては、厳し
い漁業経営環境を反映してか、保証残高の減少、漁業災害補償法改正案について幾つかお伺いをさせていただきたいと思つております。まず、改正の趣旨についてございますが、共済制度の基本というものが、特定の者に生じた不慮

多額の延滞債務や求償権残高、長引く超金利の影響等によって財務基盤の脆弱化が進んでおり、改正金利制度と並ぶ大穴は一層深まっている。このよ

併記保証制度をとる北海道は一層厳しいもの。うな状況を踏まえて、漁業信用基金協会の財務基盤を強化する等、その保証能力の向上を図るといふには普遍的な加入が不可欠でございます。

う必要があるかと思いますが、これについてお考
えを聞かせてください。

成十一年度推定加入率は、漁獲共済で四三・三
%，養殖共済で三一・一%，特定養殖共済で六

○木下政府参考人 漁業保証の問題でございますけれども、漁業信用基金協会は、中小漁業者などの信用力を補完いたしまして、その経営に必要な資金の融通の円滑化を図るという観点から、今後ともその必要性は変わらないというふうに考えております。

申案内とのおり、この財務基盤が弱くなつてき

ノリの凶作のときには、漁協によつては共済に加八・五%、漁具共済で四・七%、これは極端に低いですが、漁具共済を除くこの三共済平均では四二・八%となつておりますて、總じて上昇傾向にあるとはいえ、まだ極めて低い状況にあるかと思

います。

例えば、私の地元である九州有明沿岸で生じた

ているという点もございます。私ども、そういう点を踏まえまして、漁業信用基金協会の保証能力を向上し、その役割を十分に果たせるように、これまで予算措置をしてきたところでございます。

一つは、都道府県が漁業信用基金協会に対して出資を実施した場合の、その出資助成を補助する制度、また、漁業信用基金協会の保証債務の履行を円滑化するための農林漁業信用基金からの融資をするための出資等、財務基盤の強化に努めてきております。

政府は、この改正案の提出に当たって、加入率が低い原因をどのように把握されて、今回の改正にどのように生かされようとしたのか、また、こ

入していないところが随分あります。共済金の支払いが受けられない生産者がかなりの数に上つたわけでございます。このような状況を踏まえると、漁業環境の変化と漁業者のニーズを的確に把握して、本制度がさらに漁業の実情に即したものとなるように、その充実を図る必要があると思います。

平成十四年度の予算措置でございますけれども、十八億ということで、前年の十億に比べまして大幅な予算措置の確保を図っているところでございまして、今後とも漁業信用基金協会の健全な運営の確保を図る観点から、必要な予算枠の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○木下政府参考人 まず第一点のお尋ねでございますけれども、漁業共済制度の加入率が低いといふ点でございます。

一つには、漁業共済は単年年度ごとの掛け捨ての保険でございます。漁業者がそのような掛け捨て

○江田委員 その保証能力の向上をせひとも図る

の相互扶助を目的とした協同組合であります漁協についても、その役割は大きいといふに考えております。

また、本制度でございますけれども、災害対策あるいは漁業経営安定対策として重要な役割を果たしているわけでございます。地方公共団体が講じております各種施策と有機的に連携をして、地域の実態に即した効果的な運用が重要だというふうに考えております。

そういう意味で、私ども、漁業共済団体が中心でありますけれども、国、地方公共団体、それから漁協系統団体、一丸となりまして今後加入促進運動を開いていきたいというふうに考えておりますし、今回の制度改正を受けまして、今回の制度改正の内容のP.R.を含め、これらの関係団体とともにさらにつ一層加入促進に努めていきたいというふうに考えております。

○江田委員 漁協についても、その加入促進運動、加入促進を進めていくというのに取り組むということございますが、特に、これまでとにかく無関心な漁協も多い、ということになりますので、これを法的に制度づけということができなければならぬかと思うんですが、そういうところはできないわけでございます。

○木下政府参考人 それぞれの事業の中で、その事業を実施するために漁業協同組合があり、また、漁業共済組合、漁業協同組合、それぞれその組合員は同じであるというふうに考えております。それぞれ、組織あるいは形態は違いまして、組合員相互の相互扶助という点については共通でございますので、組織形態は違うことはありますけれども、まさに組合員の相互扶助の精神に照らして、それぞれ連携をして事業を進めよう指導していきたいというふうに考えております。

○江田委員 わかりました。

時間が参りますので、あと二法ございますので、ぜひとも質問したいと思つておりますので、先に進ませていただきますが、次に、水産業協同

組合法等の改正案についてお伺いいたします。まず、資源管理の取り組みの促進、このことについて、非常に重要ですので触れていただきま

す。まず、資源管理の取り組み状況についてお伺いいたしました。そこで、漁協系統組織の指導事業の具体的な事業及びその取り組み状況についてお伺いいたしました。

昨年の水産基本法の制定による新たな水産施策の理念である水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展の実現に向けて、漁協系統組織におきましても、より積極的な役割を果たしていくことが期待されています。このため、漁協系統組織が水産資源の適切な管理について的確に対応していくことが求められています。

言うまでもなく、水産資源は、水産業の持続的な発展と国民に対する水産物の安定供給の基盤でありまして、その適切な管理と持続的利用を図ることが重要でございます。しかしながら、現在、我が国周辺の水産資源については、多くの魚種についてその資源状態が非常に悪化しております。資源の回復を図る、これが重要な課題であるということは共通の認識であるかと思います。

そこで、幾つか質問をさせていただきたいのですが、漁協の事業活動というのは、一つには信用事業、二つには指導事業、三つ目販売事業、四つ目購買事業、そして五つ目が共済事業であり、六点目自営事業等多岐にわたっているということでございます。その中で、特に指導事業というの

が、組合員の漁業活動のみならず、その生活全般にかかる事業であつて、漁協のほかの事業との

有機的な結びつきを保ちながら実施されているところであります。

現在、この指導事業を実施している漁協は全体の九八%を占めて、ほとんどの漁協が実施されております。しかし、一漁協平均の指導事業担当職員は〇・六人、都道府県漁連の指導事業担当職員は六人、その実施体制は非常に脆弱であると言わ

れます。このことによりまして、漁業、漁村における中核的組織である漁協としても積極的に取り組むべきであるというふうに考えておりまして、その重要性にかんがみまして、従来の漁協の資源管理制度、これを独立させた上で漁協が行う事業の第一番目に、漁協の當漁指導事業を第二番目に明確に位置づけることとしたものでございます。

このことによりまして、漁協が本年度から策定

が始まりました資源回復計画の取りまとめに積極的

的な役割を果たしていただいたり、當漁指導の一

担い手の育成等の諸課題に的確に対応することが今求められているところであるかと思います。

そこで、漁協系統組織の指導事業の具体的な事

業の事業の第一番目、第二番目に今回位置づけることの意義について、またその具体的な効果について、あわせてお伺いいたします。

○宮原大臣政務官 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、指導事業についてはまだまだ脆弱な状況にあるということをございます。

具体的な指導事業の内容につきましては、一つには、資源管理のための漁獲の指導、それから二つには、乗船する際の救命具の着用及び海況、気象情報の提供等の安全指導、三つ目には、経理、税務等の経営指導、四つ目には、各地の漁況及び

知識向上を図るための教育指導などが含まれてお

りまして、経営指導、技術講習、資源管理など組合員の漁業活動を支える多種多様な内容となつております。

また、御存じのとおり、本事業は収益を生む事

業ではありませんので、他の事業部門の収益によ

り運営されているものでございます。

水産基本法におきましては、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展という二つの基本理念を掲げておりますが、この基本理念を実現して

いくためには、資源管理の積極的な推進と、効率的かつ安定的な漁業経営の育成が最も重要である

というふうに考えております。

こうした課題に対しまして、漁業、漁村における中核的組織である漁協としても積極的に取り組むべきであるというふうに考えておりまして、その重要性にかんがみまして、従来の漁協の資源管

理事業、これを独立させた上で漁協が行う事業の第一番目に、漁協の當漁指導事業を第二番目に明確に位置づけることとしたものでございます。

このことによりまして、漁協が本年度から策定

が始まりました資源回復計画の取りまとめに積極

的な役割を果たしていただいたり、當漁指導の一

環として担い手育成の取り組みをこれまで以上に強化していくということなどを期待しているところでございます。

○江田委員 そうですね。今回の改正で、第一番目、第二番目に水産資源の管理等を置くこということでございますので、それで漁協が最重要として実施されると思うんですが、何分これは制度とか法的な措置でこうなっているとは思うんですけども、実効力のあるものにやはりしていかなければならぬと思うんですね。

資源管理というのは、直接には利益が上がつてくるところではないのですから、ほかの販売とか購買とかそういうようなところに比べてやはりちょっと、第一、第三番目に今まで置かれていたわけです。しかし、水産資源の管理をしなければ、最終的には漁業の、それは漁協も漁民の皆さんも首を絞められるわけでありますので、そこはしっかりと周知徹底、指導がもう一つには要るんじゃないかなと思いますが、これまで以上に指導されますが、そこをお伺いしたいと思います。

○宮原大臣政務官 資源管理につきましては、持続的生産の保証でもあるということをございます。全漁連等々の系統を通じましてこれまで以上にしっかりと指導をしていくとともに、資源管理のための支援の枠組みも検討をいたしていいるところでございますので、これからもしっかりとやつていただきたいというふうに考えております。

○江田委員 わかりました。

さらに質問を続けさせていただきますが、今回の改正により、資源管理規程の対象に遊漁船業が追加されることになりました。これにより、遊漁船業者の八割が漁協の組合員という実態から、その実効性が確保されることが大いに期待されるところでございます。

二県において十六漁協が設定しているにすぎないと言われております。この二県十六漁協というの

は、たしか九州のみではなかつたかと思うんです

が、そういう非常にこの資源管理規程は皆さん

設定はされていないわけでござります。

こうしたことを探ねましても、まず、資源管理規程の活用が進んでいない、その原因は何なのか、それを示してもらつた上で、今回の改正による資源管理規程の拡充が水産資源の適切な管理に果たす役割、新たな制度の活用に向けた取り組みのあり方についてお伺いしたい。またあわせて、現在水産庁が進めておられます資源回復計画との今回の関係、その進捗状況、これもあわせてお伺いできれば、よろしくお願いします。

○木下政府参考人 現在の資源管理規程でござりますけれども、平成五年の水協法改正で導入されたものでございます。

組合内部の自主的な申し合わせを法律上に位置づ

づけたという点でござりますけれども、これまで資源管理の重要性については叫ばれながら、必ずしも組合員には十分浸透していないというようなところがあったかと思います。そういう面もありまして、この制度が十分活用されていないというのが実態でございます。

昨年の水産基本法の制定によりまして、水産基本法の理念を実現する觀点から、漁業者団体の責務として水産資源の管理が重要であるということことが明確化されたわけでございます。漁協系統においても、今回の改正を受けまして、資源管理につきまして、まさに運動の中心に据えて進めていきたいというような運動に取り組んでいるとい

私どもも、今回の改正を受けまして、先ほど政務官が御答弁申し上げましたように、資源管理のうところでございます。

取り組みにさらに一層努力をしていただきたいというふうに考えております。

た。　　ついでに、太平洋のマサバにつきましても、資源状況を見て作成に着手したいというふうに考えております。

○江田委員　終われというペーパーが参りまし

今まで三法について聞かせていただきましたが、あと遊漁船業の適正化法の改正案が出されています。これは、届け出制から登録制ということで、私も、これによって未然に悪質な遊漁船業者を排除できることとなると期待するものでござりますが、最後に、この登録制度への移行によって見込まれる効果、これを一点だけお伺いして、

○木下政府参考人 登録制に移行させる効果でござりますけれども、一つが海難事故の減少、それからもう一点は、万一事故が発生した場合の利用者の保護の徹底、それから遊漁と漁業の利用調整がさらに円滑になるというふうに考えております。

議論しましたように、非常に水産業の発展に直結するところでございます。我々もしっかりと議論を続けまして、成立を期したいと思っております。

す。
ありがとうございました。
○鉢呂委員長 これにて江田康幸君の質疑は終了
いたしました。

○中林委員 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案についてお伺いします。

これまで漁業全国団体が作成してまいりました
中小漁業構造改善計画について、この法案では、
漁業者及び漁業協同組合等が改善計画を作成する

ことになつて、従来の団体が作成する方式を改めました。これに対し、すべての漁業者個人が改善計画を策定できるのか、また、全国団体がどのようになるのか、排除をするということはないのか、こういう懸念が想定されるわけですけれども、農水省はこれにどのように対処されるのか、

明らかにしてください。

○木下政府参考人 今回新たに創設を提案いたしております漁業経営改善制度でございますけれども、個々の漁業者自身がみずから行おうとする経営改善の取り組みにつきまして計画を作成すると

いう点でござります。
したがいまして、今般の法律改正に伴いまし
て、個々の漁業者は、所属する漁業者団体に頼る
ことなく、みずからが計画作成主体になるよう求
められているわけでございますけれども、ただ、
実際の計画作成過程におきましても、個々の漁業
者が作成するという場合に種々困難も予想される

ところでございます。したがいまして、個々の経営者が改善計画を作成するに当たりましても、漁業者団体が適切な指導あるいは協力をを行うこととなるよう、私どもとしても漁業者団体を指導していきたいというふうに考えております。

また、新しい制度のもとで、漁業者団体が、傘下の漁業者の経営改善に資するという観点から、みずからつたて重ねに場の建設などの基本的取り組み

内容とする改善計画をつくる道も開いておりま
す。このような場合につきましては、そのような
取り組みに対しても認定を受けることができるとい

うことでござります。
○中林委員 確認したいんですけども、「等」とありますよね。策定する「漁業協同組合等」

この「等」は「その他の政令で定める法人」ということになっているわけですけれども、この、その他政令で定める法人の中には、従来の漁業全国団体、これが指定されるということでしょうか。

○木下政府参考人 漁業者等でござりますけれども、委員御指摘のとおりでござります。

○中林委員 次に、漁業經營改善計画認定制度について伺うわけですが、小規模な漁業者を中心とする沿岸漁業の場合、この認定漁業者とそうでない漁業者、その選別が行われるのではないが、こういう問題が生じるわけですが、この点についてはどのようにされるつもりでしょうか

加。

○木下政府参考人 今回の漁業経営改善制度でござりますけれども、経営改善意欲のある漁業者でありますと、漁業種類あるいはその経営規模にかかってますと、ましてや漁船をこなせども、魚を生

今回の制度は、それぞれの漁業者を認定するのではなく、漁業者がつくりります改善計画を認定する、そのような認定をされました計画に従いまして、種々の支援措置を行いたいというふうに考えているところでございます。

○中林委員 そうしますと、漁業者の中に協業体あるいはグループを含めるということになるんでしようか。協業体やグループの場合は連名で計画をつくることにし、また、その協業体やグループの中に漁業協同組合が入って一緒に計画策定をする、こういうことになるわけですか。

○木下政府参考人 今回の漁業經營改善制度でござる、ましてや、

さいますけれども、それそれの漁業者が単独でつくる場合、あるいは漁業者が共同でつくる場合、両方の場合を想定しているわけでございます。し

漁業者が協業体と共同して改善計画を作成する場合、あるいは漁業者が協業体を形成して協業体として改善計画を作成する、いずれも対象となるというふうに考えておきます。

(○) 中林委員 それでは次に、諫早干拓問題についてお伺いします。

短期開門調査が行われて いるわけですかけれども、この経緯について明らかにしてください。

○太田政府参考人 農林水産省といたしましては、昨年十一月に開催されましたノリ不作等第三者委員会の見解を踏まえ、有明海全体としての環

境改善の方策を講ずるための総合的な調査の一環としていたしまして、短期の開門調査に加え、諫早干潟に類似した現存干潟における実証調査、開門調査により得られる情報も活用したコンピューターによる水質、流動等の解析調査の三つの手法を総合的に組み合わせた開門沿岸調査を実施し、4月月

海の環境変化への影響が指摘されておりますさまさまである一つである諫早湾干拓事業につきまして、有明海の環境への影響をできるだけ量的に把握したいというふうに考えております。

開門総合調査のうち、短期の開門調査は、調整池に海水を導入することによりまして、調整池及び海域の水質、諫早湾の潮の流れなどにどのような変化があるかを現場で観測するものでございます。

今回の開門調査では、大潮、小潮等を含みます四月二十四日から五月二十日までの間、海水を調整池に導入するとともに、その後の調整池が淡水に回復する過程について、調整池及び海域の水質等の変化を現場で観測しているところでございます。

以上でございます。

○中林委員 今言われましたように、ノリ不作の検討委員会、その見解を踏まえてということになつておられるわけですね。

それで、短期開門調査といつても、このやり方というが、鉄の扉があるわけです、ギロチンになつたんですね、その扉を海底から最高九十七持上げる程度の調査です。堤防内の水位の変動幅がわずか二十センチということなんですね。海水の導入量が約七千万立方メートル、当初計画で言っていたのは七千五百万立方メートル、それを下回っているということになつています。

これについて、専門家からいろいろな意見が今まで出でております。海水化が不十分でデータを得られない、こういう懸念が出ているわけですよ。ノリ不作検討委員会、この第三者委員会の長崎大学の東教授、この方は、予測できたことだが、調整池の表層では海水化が余り進んでいない、干渉の浄化機能を調べるには、もっと長期にわたり、大幅に海水を入れる必要があることが実証された、こういうふうに述べておられます。同じく第三委員会の九州大学大学院の本城教授、この方は、赤潮の解明には夏場の調査が欠かせない

夏を含めた長期開門が必要だ、こういうふうに述べています。

大臣、第三者委員会の主要な科学者の意見、このように言つておられるわけですね。中長期開門調査に当然取り組む必要があるというふうに思つてますけれども、いかがでしょうか。

○武部国務大臣 現在実施している短期の開門調査につきましては、ノリ不作等第三者委員会の見解の趣旨を踏まえまして、既に潮受け堤防によつて背後地で期待された防災機能が発揮されていること、また潮受け堤防の周辺地域で多くの住民が生活し、農業、漁業等を営んでいること、また本事業については早期完了を強く求められていること等の観点から、採用する調査方法を検討したところでございます。

中長期の開門調査につきましては、これらの観点に加えまして、現在進められております有明海を再生するための新法制定の動き、短期の開門調査で得られた成果及びその影響、その他の各種調査の動向、ノリ作期との関係等の観点をも踏まえまして総合的な検討を行つた上で、新たに平成十四年度中に設けます有明海の再生方策を総合的に検討する場での議論を経まして、農林水産省において判断することとしているわけでございます。

○中林委員 それは非常におかしいというふうに思います。というのは、この短期開門調査の結果を総合的に見て、シミュレーションなども含めてですけれども、そういうものを含め、これからそういう場を新たに設けて、そこで検討して結論を出すという話なんですね、中長期について。しかし、中長期開門調査は、ノリ不作の検討会の見解として、まずは短期だ、それから中期、長期と

いうふうに順を追つた提案がなされている。そうなると、今の大臣の御答弁では、中長期をやらなければ、中長期開門調査は、ノリ不作の検討会の中には含んでいることを意味しているんじゃないでしょ

うか。

○第三委員会の提言については、谷津前農水大臣は、最大限尊重する、こうおっしゃったわけ

ですよ。大臣、谷津大臣からその点はしっかりと引き継ぎされたんじやないですか。その点、いかがですか。

○武部国務大臣 私ども、最大限尊重しながら今日に至つては、このように理解しております。

○中林委員 そうすると、先ほど言われた中長期の開門調査、これはやるということが言明されなきやいけないんじやないですか。谷津前農水大臣は、短期だけでは科学的に意味がない、短期だけで済ませようとするなら反対する、こういうふうにおっしゃつておられるし、先般、「ニュースステーション」で、谷津前大臣が直接取材を受け、その点をテレビでも言明されておりました。

今回の短期開門調査が二十七日間、しかも、うち、一日二回以上海水を入れたのは七日だけ、ともかく海水を入れたのが十二日間、ゼロの日が八日間もあつたわけですよ。だから、本当にわずかしか海水が入っていない。あそこの全体の調整池の海水の全部の入れかえのために五十日から六十日かかる、こういうふうに言つておられるだけでは、私は、どんなことを言つても、総合的な判断はできないというふうに思ひます。

だから、この第三委員会が非常に時間をかけて議論して、そしてなぜそういうものが必要なのかといふことまでつり出していらっしゃるわけですから、これは、今言われたように、最大限尊重するとおっしゃつたのならば、中長期の開門もする、そういう調査もするんだということをやはり言明していただきたいといけないんじやないですか。

○宮腰大臣政務官 中長期の調査の実施の判断といたしましては、第三委員会は、有明海沿岸四県におけるノリ養殖の不作等に関する調査及び研究の計画の樹立、適切な実施等を図るために設置した委員会でございま

す。

開門調査につきましては、ノリ不作等第三委員会において科学的な検討を行つていただいた結果

果として、諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解が示されまして、その取り扱いについては、委員長発言にありますように、行政に総合的な判断をゆだねられたところでございます。

有明海の再生のための各種対策の検討や検証を進めるため、平成十四年度中に新たな場が立ち上がりされることとなつておりますので、中長期調査につきましては、この新たな場での議論を経て、農林水産省として判断することとしております。

○中林委員 どんなに言つても、この間から議論を聞いていますけれども、中長期の調査につきましては、この見解が発表につけたときに、私たちは、これで科学的な解説ができるんだなというふうに思つたわけです。谷津前農水大臣も最大限尊重するこのようにおつしやつたんだけれども、短期だけで終わるということになると、最大限尊重などということでは絶対ないですよ。

私は、大臣、なぜ明確にそのことを言われないかといふと、それは、あなた方が依然として干拓事業推進の立場にこだわつておられるからじゃないですか。長期に水門を開放して調査をすれば、干拓事業は予定どおり二〇〇六年までには完成する、こういうふうに言つておられるわけですが、それがどうも、その推進が難しくなつてしまふ。

もし調査によつて干拓事業が有明海の異変を引き起こしたことに対する原因がある、こういうふうにはつきりとしたら、干拓事業中止もあり得るわけですよ。そうですね。干拓事業が今の有明海の環境を悪くしたんだ、またノリ不作にもそこに原因があつたんだ、こういう結果が長期開門によつて出れば、中止せざるを得ないということになるわけですから。

中長期調査をやるということを明確にしない限り、本当に今農水省が自信を持つて、では干拓を進めると言つんだつたら、こういう科学的な調査があつたんだという裏づけがなければダメで

しょう。そういう中途半端なやり方での干拓事業をござり押しするなどといふことは、私は許されないと思います。

大臣、明確に、中長期の開門調査をやるんだと

言明してくださいよ。

○武部国務大臣 中長期の開門調査にかかる見解は先ほど述べたとおりでございます。

私は、今、諫早湾干拓事業推進派だ、そういう

ふうに決めつけてお話ししましたけれども、八月二十八日には大きな見直しをやったわけでございます。

干拓事業については、防災機能の十全な発揮、概成しつつある土地の早期の利用、環境の一層の配慮、予定された事業期間の厳守の視点に立って、各方面からの検証を行い、本事業を自然と共生する環境創造型の農業農村整備事業の先駆的な取り組みにしたい、こう考えております。

○中林委員 そうであるならば、なおさら、あの第三者委員会の主要な学者の方々が、今回の短期調査の結果を受けて、これではやはり不十分など指摘をしているわけですよ。

だから、私は、あくまでもこの第三者委員会、大臣も最大限に尊重する、なぜそういうものが必要なのかということは、本当に非常にリアルに、中期調査それから長期調査の必要性というのを、やはり干潟だとかそういうところをしっかりと見なきやいけないんだ、こういうふうに言っているんですよ。

今回、なぜそれだけ非常に少ない海水しか入れなかつたかというと、既に干陸化されている干潟のところ、西工区ですけれども、やはりそこへ海水が入るおそれがあるということで、こういう非常に短期的な、科学者から見れば、研究者から見ればこれでは不十分だと言われるような調査しかできなかつたんじゃないかというふうに思はざるを得ません。

私は、干潟の浄化機能などを観察するために、水門のできるだけ大きく、長い開放が必要だ。こ

の論法はわかるんじゃないですか、大臣だつて。あんな短い調査で干潟の問題なんかわかりようがないじゃないですか。

干拓の見直しを提起したときには、自然と一体

いうものにしていくんだといふんだつたらば、あれだけ世論が盛り上がつた、そういう中で、ノリ不作の第三者委員会ができて見解も出された。それが受けた形で、中長期の開門も必ずやるんだ、なぜこ

う言明できないんですか。

○宮腰大臣政務官 短期の開門調査、七千万立方メートルについて少ないという御指摘でございましたけれども、平年の降水量を勘案すれば、大体平年で見ますと七千五百万立米ぐらいにはなるだろうということをございまして、それに匹敵する量である、しかも調整池の容量の約二・三倍の海水を導入したということをございます。

それから、短期の開門調査で科学的に何がわかるのかというような御指摘であつたと思いまして、御理解をいただきたいと思います。

○中林委員 そうであるならば、なおさら、あの第三者委員会の主要な学者の方々が、今回の短期

調査のように思えば、海水が入れかわるぐらい、あそこは潮汐の働きによって浄化機能というのはあるわけですから、そういう意味では、海水がどうよつとしか海水は入っていないんですよ。本当に

ふうにも考えております。

○中林委員 要するに、短期というのは本当にちとつたような、環境と共有できるような、そう

とったよ

うものにしていくんだといふんだつたらば、あれだけ世論が盛り上がつた、そういう中で、ノリ不作の第三者委員会ができて見解も出された。そ

れだけ入つていくかといふのは調査のために決

定的に重要だ。だから、今シミュレーションを置

いたとか、似たような干潟もよそにつくつて、そ

こをモデルにしながらやつていけば十分だなどと

おっしゃつてあるんだけれども、もともと、本當

は二ヶ月あけて二ヶ月閉めた調査が短期だとい

うのは、私もそれを否定するものはございませ

んけれども、しかし、今言わたることは、もう何

が何でも中長期の開門は避ける、その言いわけに

しかすぎないというふうに思うんですね。

ここに日経の「長期の開門調査につなげよ」と

いう四月十七日付の社説がござります。

ここに

農水省は中長期の開門調査については短期調査

の結果を見て考へるというが、短期調査は本格的

な調査の前段階でしかない。中長期の調査を見送

るなら、有明海の異変の解明を封じてしまうこと

になる。有明海の再生を目指す以上、その選択は

あり得ない。短期調査を中長期の開門調査につな

げなければならない。」日経の社説ですよ。言つ

ているんですね。だから、赤旗の社説じゃない

んですからね。これが私は世間一般が見ているこ

とだというふうに思います。

○中林委員 どうな

うふうに思います。

○中林委員 なぜ第三者委員会のメンバーを入れ

そこで、今回この短期開門調査、開くに当たつて、諫早湾干拓開門総合調査運営会議というものを持されましたね。今もそれは会議はあります。

これは一体どういう性格の機関で、どういうメンバード、このメンバーの選考基準はどういうものであったのか、明らかにしてください。

○太田政府参考人 開門総合調査運営会議についてのお尋ねでございますが、この運営会議は、開門総合調査を実施するに当たり、調査の方法、調査の管理運営及び調査の取りまとめに対します専門的な立場からの指導助言を得るために、九州農政局に設置したものでございます。この趣旨に沿

いました、九州農政局または長崎県により組織さ

れました諫早湾関係の委員会の代表者、関係四県

の水産の専門家、ゲート等の構造物の専門家及び

気象環境の専門家の方々にもお願ひしておりますとこ

りでございます。

○中林委員 それで、メンバーの名前は言われませんでしたけれども、非常に私おかしいと思つたのは、このメンバーに、第三者委員会、それがありますから、諫早湾関係の委員会の代表者、関係四県

の水産の専門家、ゲート等の構造物の専門家及び

気象環境の専門家の方々にもお願ひまして

ございました。

○中林委員 それで、メンバーの名前は言われませんでしたけれども、非常に私おかしいと思つたのは、このメンバーに、第三者委員会、それがありますから、諫早湾関係の委員会の代表者、関係四県

の水産の専門家、ゲート等の構造物の専門家及び

気象環境の専門家の方々にもお願ひまして

ございません。

○太田政府参考人 今申し上げましたように、開門総合調査を支障なく円滑に実施するという観点から、地域の状況に精通し、またその分野の専門家をお願いしたところでございます。

○中林委員 全く答弁になつてないですよ。ノリ不作第二者委員会、ここはもう當時そこで調査

もかかわらず、今回全然メンバーに加えていない。全く答弁していないと等しいですよ。

それで、私、このメンバーを見ましたよ。塚原、戸原両九州大学名誉教授がメンバーになつていらっしゃるわけですから、塚原さんは、たしか諫早干拓のアセスメントにも携わって、漁業被害がないというアセスメントをまとめた方だ、こういうふうに聞いていますね。それからまた、戸原さんは、諫早干拓工事に農業土木の立場から推進した人で、あのギロチンが落ちたときボタンを押した人の一人ではなかつたですか。この兩人とも諫早干拓推進の立場の人で、そのような方が、開門のは非を尋ねて、開門しろと言うはずないじやないですか。

こういうような人選で結論を誘導する。そして、専門家の意見を尊重して決めましたと国会ではきつと言われるに違ひないというふうに思つたですね。まさに見え透いたやり方だというふうに思います。もつと公平に人選すべきだし、第三者的委員会の主要な学識経験者はメンバーに入れるべきではないですか。その点いかがですか。大臣、どうですか。

○武部国務大臣 開門総合調査を支障なく円滑に実施する観点から、今局長が説明しましたように、地域の状況に精通した専門家の方々、具体的には、九州農政局または長崎県により組織されている諫早湾関係委員会から、有明海海域調査助言者会議の代表、諫早湾干拓調整池等水質委員会の委員長及び諫早湾干拓地域環境調査委員会の委員長、並びにゲート等の構造物の専門家及び気象環境の専門家の先生方、さらには関係四県のそれぞれの水産研究機関の所長の皆様に委員をお願いし

たというものでございまして、開門総合調査運営会議設置の趣旨に合つた人選を行つたものでございます。

○中林委員 そうすると、第三者委員会のメンバーで、どなたが今の条件に当てはまらない方々なんですか。当てはまる人は一人もいませんか。

○太田政府参考人 申し上げましたように、地元にこの調査を行うに当たつては、背後地の住民の皆さん、あるいは農業者、それから諫早湾内の漁業者の皆さん、非常な不安がある中でこれを実施するという観点から、地元の状況に精通した先生方、あるいはゲートの構造そのものにも非常に精通した先生方、そういう信頼をいただける方を選ばせていただきました。

○中林委員 だれが不適格者なのかと聞いているんですよ。第三者委員会のメンバーを入れなかつた理由、全然あなたは回答していなければいけないんですか。

○太田政府参考人 ただいま申しましたように、この調査を行うに当たつては、地元に非常な不安がある、これはやはり不安を起こさないように、そして理解を得ながら進めしていくという観点から、説明、委員会でのそういう発言、そういうものが地元に受け入れられるという観点も含めて選ばせていただきました。

○中林委員 あなた、不安というのを一方的な方からだけ見ちゃダメですよ。中止してほしい、こういう不安を皆さんいっぱい持つていらっしゃる。こっちの方が圧倒的ですよ。その不安にこたえているんですか。そういう不安があるから、そうすると推進の立場はかり入れた、裏返せばそういうことをあなたは今答弁したんですよ。余りにもひどい、そういうふうに思います。

そこで、今言わたった諫早湾干拓事業開門総合調査運営会議、これの新しい会議録、全部読んでみましたよ。最初、どう言つていますか。なぜ第三者委員会の先生方がいないのか、そこの関連はどうなんだ、こういうことを口々に言われている。

本来、この開門調査というのは第三者委員会、そのための見解の中で、短期調査が必要だ、こう言つてあります。

○中林委員 そうすると、第三者的委員会といふで、どなたが今の条件に当てはまらない方々なんですか。当てはまる人は一人もいませんか。

○太田政府参考人 申し上げましたように、精査の結果は第三者委員会に示して、その意見も聞くにもひどい答弁だというふうに思います。

○中林委員 だれが不適格者なのかと聞いているんですよ。第三者的委員会のメンバーを入れなかつた理由、全然あなたは回答していなければいけないんですか。

○太田政府参考人 ただいま申しましたように、この調査を行うに当たつては、地元に非常な不安がある、これはやはり不安を起こさないように、そして理解を得ながら進めしていくという観点から、説明、委員会でのそういう発言、そういうものが地元に受け入れられるという観点も含めて選ばせていただきました。

○武部国務大臣 ノリ不作等第三者委員会は、有明海沿岸四県におけるノリ養殖の不作等に関する調査及び研究の計画の樹立、適切な実施等を図ることを目的に設置したものでございます。一方、九州農政局が、地域の状況に精通した委員により、専門的な立場から助言指導いただくために設置したものでございます。

具体的には、短期の開門調査における海水導入に伴い、背後地の塩害や諫早湾内の漁業への影響が生じないよう、事前の影響予測や対策、不測の事態への対応などについて助言指導いただくこととして、これまで同会議の助言指導のもとに予定

されどおり調査を進めているわけでございます。

さらに、この短期の開門調査を中心には、これと関連して、諫早干渉に類似した現存干渉における実証調査と、開門調査により得られる情報も活用

したコンピューターによる解析調査を組み合わせ

した開門総合調査について、具体的な調査手法や調

査の取りまとめに關しても助言指導いただくこと

としているわけでございます。

今までそれぞれ答弁したことを整理して、もう一度御理解いただくために申し上げました。

そして、開門総合調査の結果については、ノリ

不作等第三者委員会に報告を行うことになるもの

としているわけでございます。

今までそれぞれ答弁したこと整理して、もう

一度御理解いただくために申し上げました。

そして、開門総合調査の結果については、ノリ

不作等第三者委員会に報告を行うことになるもの

としているわけでございます。

○武部国務大臣 報告を行うということでは、そういふことも視野に入れて報告を行うということでおこないます。

○中林委員 私は、ノリ不作の第三者委員会といふものの果たしてきた役割というのは、本当に期間をちゃんとして調査もよくされて、そしてよく検討もされて、そして見解をまとめられたわけですよ。今そういうものが立派にある、そういう結果を第三者的委員会を抜きに、この短期調査の結果をまた新たな、今は全然姿が見えないんですけども、新たな組織をつくつてそこで検討すると言つてはいるんですけども、もともとあつたこの第三者的委員会を十分じゃないかというふうに私は思います。この第三者的委員会の役割、それをつけられた。これは本当に私は遺憾だというふうにしつかり念頭に置いていただきたい。

中長期開門調査のことについては、大臣、明言を避けられた。これは本当に私は遺憾だというふうに思います。この問題は引き続き今後も取り上げていきたいというふうに思つて、次の問題に移らせていただきます。

大臣、FAOの食糧サミットにお出かけになるので、先週も私、この観点から質問をさせていただきました。

この食糧サミットの問題ですけれども、前回九六年のサミットで、八億四千万人いた慢性的な栄養不足人口を二〇一五年までに半減するということを決めました。FAOの中間報告によると、世界

食糧サミットの目標の達成進捗度はこれまで相当緩慢であつて、現在の進捗率によると二〇一五年までに目標は達成されないと、目標達成が不可能であることを明らかにし、世界の食糧事情

というものは極めて深刻だというふうに思つます。

その中で、食料輸入大国日本、その実態はどうかということを検証する必要があると思います。

アメリカを中心しながらも、全世界から五千八百二十五万トン食料を輸入している日本です。そ

のような輸入食料依存のもとで、飽食とも言わ

れ、食生活を維持し、国民一人当たりの供給熱量が二千六百四十四キロカロリーに及んでおります。酒類を含めば一千七百九十八キロカロリーに

なるわけですね。このことは、世界の人口に占める割合が日本の場合一%です、その国が、人口比率の三・七五倍の食料と十二倍の水産物を輸入する、こうしたことになっているわけですよ。

EU諸国だとかアメリカ、カナダ、オーストラリアなどの先進国の国民一人当たりの供給熱量、

三千キロで四〇%でござりますけれども、しかし、これらの国は食料自給率が一〇〇%を超えてゐる、ないしは七〇%、八〇%、そういう国々ですね。だから、自分の国で賄っているということです。

世界の食料供給に負荷を与えているのは、先進国ではまさに日本だけだと。四〇%まで低下しているこの日本が、先進国では唯一世界の食料供給に負荷を与えているということになつてゐるわけですね。

このようないくつかの世界の食料を先進国と称する一国に集中するようなこと、これが、現在、将来にわたくつて許容されるのかということが、私は本当に厳しく問われるだろうというふうに思つんだけ

○武部國務大臣 食料の問題というものは、今委
れども、大臣の見解を伺いたいと思います。

員が御指摘ありましたような問題、あるいは地球環境をどう見るかという問題、とりわけ輸入農産

物というものは、私は、水の略奪と言つても過言でありますんし、輸入するための手段というのも、何回も、沿岸使うつねありますね、二三

は、航空機、船舶等で使われてありますか。これも、石化資源を使う、 CO_2 の排出等ということ等にもつながりますし、そういう観点で考えていく

ということは大事なことだ、このように考えてお
ります。

○中林委員 そういう視点からお考えになつて、日本の食料自給率向上、そこに視点を置かれるのではどうか。そういう視点から考えなきやいけないとはおつしやつたんだけれども、今四〇%今まで自給率が低下している日本の食料事情、そしてア

第一類第八号 農林水產委員會議錄第十五号

平成十四年六月六日

一五

五百トンキロメートルぐらいしかありませんので、八倍という結果になつております。

それで、大臣、今おっしゃつたように、本当に驚いてしまうような数字になつてゐると思うんですね。日本のフードマイレージが五千億トンキロメートル。これが韓国の三・四倍、アメリカの三・七倍、こういう水準になつてゐるわけですかね。人口一人当たりに直しても、我が国は四千トンキロメートルということで、これも韓国やアメリカに比べると驚くような数字になつているということです。

になつてゐるでしようか。

消の促進などを図る考え方であると承知しております。

日本の食料輸入量は、耕地面積で一千二百万ヘクタール、水では四百四十億トン、これは国内都市

用水と農業用水の合計使用量の半分に相当すると
いうことでござります。

伝統的な食材や料理、地域に根差した表情豊かな食文化を守るために、イタリアではスローフード

ド運動が始まつております。これらは運動に着目い
カ国に廣まつております。これらは運動に着目い

たしまして、私は、四月に発表しました食と農の再生プランにおきましても、食の安全と安心の確

保のために、食品表示の信頼回復、トレーサビリティーシステムの導入、食育の推進等とあわせま

して、新鮮でおいしいブランド日本食品の提供と
いう理念を軸にいたしまして構想を発表させてい

す。 い、このように自負しているわけぢやないま

今後、ブランド日本農水産物の供給体制の確立に向けまして、消費者や食品産業と生産者の連携、コミュニケーションに基づく、消費者の望む産地のあり方、品質や生産性向上等の目標、その達成に向けた生産、流通、加工、販売の取り組み等を内容とするブランド日本戦略というものを策定してまいりたい、このように思います。

から対象外ということになつて、今後の検討課題と、今後これが規制の対象になるということを当然考へなければならぬというふうに思います。そうすれば、現在のような大量の食料輸入に依存していることが、環境面からも日本は問題視されるとということになります。

るわけでございますが、その場でも、この非貿易的関心事項というものがいかに重要であるかといふようなことについて、きょうの議論も踏まえて議論を深めてまいりたい、このように思つております。

るわけでございますが、その場でも、この非貿易的関心事項というものがいかに重要であるかといふようなことについて、きょうの議論も踏まえて議論を深めてまいりたい、このようと思つております。

○中林委員 最後に、家畜に投与される抗生物質問題についてお伺いします。

E.Uでは、三月二十五日に家畜用飼料への抗生素

生産、増養殖水産物の資源培養及び消費者への情報発信、生産、流通を通じた高コスト構造の是正、消費者ニーズを踏まえた品種育成等の技術の開発に取り組んでまいりたい、このように思つております。

先般も当委員会で申し上げましたが、バイオマスにも着目いたしまして、私どもは、これから農林水産政策というのは、単なる生産振興という考え方から生物系資源の持続的な活用ということ非常に大事だ、こう思っております。

うのは、私は非常に大きな関心を持っておりまして、我が国においても、世界を見ながら、地球全体を見ながら、あるいは人類の将来展望をしながら

ら、どういうふうに構築していくべきかということを真剣に考えてまいりたい、このように考

えております。

たなどといふうに思ふんですけれども、ただ、問題なのは、日本の場合、人口一人当たり約四千ト

ンキロメートルというフレームマイページだということに今なっているわけですが、当然、そのためこま彭大な輸送工ナレギー、これがかかるつており

ます。当然、輸送に伴う温室効果ガスを排出するわけです。外航海運とかそれから国際航空によ

るCO₂の排出だけではなくて、冷凍、冷蔵コンテナからの代替フロンの排出、これも大きな問題

問題なのは、これらの外航海運あるいは国際航空からの温室効果ガスの排出、これが京都議定書となりますが。

から対象外ということになつて、今後の検討課題と、今後これが規制の対象になるということを当然考へなければならぬというふうに思います。そうすれば、現在のような大量の食料輸入に依存していることが、環境面からも日本は問題視されるということになります。

この点について、今の食料の大量輸入体制を見直す、すなわち食料自給率を高めていくということはどうしても、もう後に引けない取り組みをしなければならないということになるというふうに思つてます。大臣が来週食糧サミットにお出かけになりますけれども、世界の食料問題に対する寄与にもなるわけですから、この点を世界に表明すること、これが非常に重要な課題になるというふうに私は思いますけれども、FAOの食糧サミットにお出かけになる決意をお伺いしたいといつづつおうに思います。

○武部国務大臣 FAOのディウフ事務局長は水の問題について非常に大きな関心を持つておりますし、私ども、日本政府を代表して今スピーチを用意しつつございます。今委員の御指摘も踏まえて、しっかりと我が国の主張をしてまいりましたい、このように思います。

ただ、同時に、私どもは、今まで人類や我が国が直面してきた問題をどうやって克服してきたかというのやはり技術革新ということでもあるう、こう思つてございます。そういう石炭、鉱物資源、非持続的なエネルギー資源から持続的な資源の活用というようなことに向けて、我が国としても、今後新たなエネルギー資源でありますとかそういうことの開発にも意を尽くしていくかなきやならない。農林水産省は、そういう意味でバイオマス日本戦略というものを掲げて真剣に取り組んでまいりたい、このように考えております。

また、FAOの後、NTC、いわゆる非貿易的関心事項に係る我々の同盟國、フレンド国が五十二カ国集まりまして、我が国が、私が議長を務め

るわけでございますが、その場でも、この非貿易的関心事項というものがいかに重要であるかというようなことについて、きょうの議論も踏まえて議論を深めてまいりたい、このように思つております。

○中林委員 最後に、家畜に投与される抗生物質問題についてお伺いします。

EUでは、三月二十五日に家畜用飼料への抗生物質の使用を二〇〇六年に全面的に禁止する計画を発表しております。また、アメリカにおいてもFDA、食品医薬品局ですけれども、フルオロキノロン類の抗生物質の使用禁止に向けた手続を進めています。このように世界的には、家畜に対する抗生物質投与について厳しいというか、むしろ全面禁止の方向に進んでいるというふうに受けとめられるわけですが、農水省はこの抗生物質の家畜に対する投与禁止の方向を検討されていらっしゃるのかどうか、どう検討が進んでいるのか、お聞きたいと思います。

○須賀田政府参考人 先生今おっしゃられましたように、家畜に使用される抗生物質でござります。

これは、薬剤耐性菌問題というのがございまして、継続的に抗生物質を使用しておりますと、抗生物質が効かない耐性菌というのがどんどん増加をしていきます。それが例えば病原菌化をして、その病原菌に薬が効かないというようなことになりますと、また大変な問題になりますかねないという懸念があるということで、EJIIは家畜の成長促進を目的とした飼料添加物の使用を二〇〇六年までに中止するという方針を明らかにしております。

一方、アメリカ、先ほど先生言われましたのは、動物用医薬品として問題のあるものを中止したわけでございまして、この件に関しましては、アメリカは科学的根拠に欠けるということで、動物用医薬品として承認された抗生物質を飼料添加物的に利用するということを継続することとしているところでございます。

我が国の対応でございます。飼料安全法に基づく飼料添加物として一定の抗生素質を指定いたしまして、成分等の規格を定めて、対象家畜、用をを行つております。リスクの把握等に努めているところでございます。

この抗生素質の使用に関して、私どもは、現在、家畜体内の薬剤耐性菌に関するモニタリングを行つております。リスクの把握等に努めているところでございます。

今後どうするかという話でございます。海外の、EUとかアメリカの動きの収集ということを含めまして、公正中立な立場から客観的な科学評価、いわゆるリスク評価を行つていただきまして、その結果に基づいて、飼料安全法による適切なリスク管理というのを行つていただきたいというふうに考えているところでございます。

○中林委員 大臣、私は、BSEからの教訓としては、やはりこの問題は厳しく対応していかなければならない。結局、人体にも影響があるからEUはやはり禁止の方向を決めていたりするわけですよ。だから、大臣が、家畜に対する抗生素質の投与の問題に厳しく対処されるというのは、BSEの前例を教訓にして、いわばリトマス試験紙にならしかり対応してまいりたいと思います。

○武部国務大臣 BSEに直面して感じますことは、やはり専門的、科学的な知見を重視することを痛切に感じております。そういう観点からしっかりと対応してまいりたいと思います。

○中林委員 以上で終わります。

○鉢呂委員長 これにて中林よし子さんの質疑は終了いたしました。

次回は、来る十一日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

平成十四年七月一日印刷

平成十四年七月二日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C